

平成 22 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007 年度～2009 年度

課題番号：19530512

研究課題名（和文）福祉サービス利用契約における支援プロセスに関する研究

研究課題名（英文）A Study of Support Process in Welfare Service Use Contract

研究代表者

岩崎 香（KAORI IWASAKI）

早稲田大学・人間科学学術院・准教授

研究者番号：20365563

研究成果の概要（和文）：本研究は、障害者の中でも、長年権利侵害を受けてきた精神障害者への支援を中核にしている。ソーシャルワーカーの「権利擁護」に関する機能や役割を明確化させ、「自己決定支援」の実践モデル構築を通して、その実践プロセスを提示できることを目的とするものである。結果として、ソーシャルワーク実践におけるクライアントとの相互作用プロセスと、動的な過程にある 7 つのソーシャルワーク機能とがエンパワメントによって循環する実践モデルを提示した。

研究成果の概要（英文）：There is this study centered the mental disabled who received a rights abuse for many years among handicapped people. It is aim to be able to clarify the function and the role about Advocacy in the social work. Furthermore, through model construction for self-determination, there is it for the purpose of showing a process of their advocacy. As a result, I showed the model of social work practice that the interaction process of the client and the social worker and seven functions of the social work circulated through.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 2007 年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 2008 年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2009 年度 | 1,100,000 | 330,000 | 1,430,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 2,900,000 | 870,000 | 3,770,000 |

研究分野：社会福祉

科研費の分科・細目：社会福祉学

キーワード：権利擁護 ソーシャルワーク 自己決定 サービス契約 プロセス支援

1. 研究開始当初の背景

| わが国が、欧米に比較して権利を支える

法制度の整備が遅れていることは、長年指摘されてきたことでもある。しかし近年、障害者、高齢者や児童といった領域に留まらず、民族、宗教、ジェンダーといったアイデンティティにかかわる問題へと広がりを見せており、幅広い人権教育・啓発活動の必要性が叫ばれてもいる。1990年代後半から進められている社会福祉基礎構造改革は障害者のセルフ・アドボカシー、支援者のソーシャル・アクションによって勝ち取ったというよりは、「外から与えられたもの」という側面も強い。介護保険の導入（2000年）、障害者自立支援法の施行（2006年）は応益負担とともにサービス契約の問題をクローズアップさせた。特に介護保険法では、認知症、障害者自立支援法では知的障害者、精神障害者の契約能力、支払い能力が問題となったのである。そこで、判断能力が不十分な人を対象とする新たなサービスとして、「地域福祉権利擁護事業」（1999年）が創設され、民法改正（1999年）により成年後見制度が新たに誕生したのは周知のことである。以後、サービスを受ける主体としての権利の尊重と、サービス契約を支える仕組みとしてのアドボカシーの必要性が強調されている。

2. 研究の目的

日本においても人権意識が高まりを見せつつあるが、理念や理想として人権尊重が謳われていることと現実の間にはまだ大きな隔りがある。アメリカのソーシャルワークにおいて、人権を擁護する役割が明確にされたのは1960年代である。1970年代には日本に輸入されたが、当初「代弁」や「弁護」機能が人権を擁護する機能だと位置づけられていた。1980年代になって、権利を擁護するということの内実が議論されるようになり、ソーシャルワーク実践の根幹を支える理論も、「医学モデル」から「生活モデル」へとシフトしてきたのである。治療的なソーシャルワークと社会改良をめざすソーシャルワークの対立の時代から統合へと向かう中で、人権を擁護する機能はソーシャルワークの統合的な側面として理解されるようになる。「ソーシャルワーカーは、機関ではなく、クライアントの側に立つ」こと、「アドボカシーはソーシャルワークのキー概念であり、統合された機能」であることが確認された。人権を擁護する機能は単なる弁護ではなく、日常生活を支援する実践であり、そこにはエンパワメントの視点を含むプロセスがある。人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割を明

確化することはソーシャルワークの理論と実践をつなぐ重要なテーマのひとつであり、ソーシャルワーカーの専門性の向上やセルフ・アドボカシーに寄与するという点でも意義があると考えられる。

本研究では、マイノリティの中でも、人権上の課題を多く残している精神障害者を対象としたソーシャルワークに焦点化し、実践の中で発揮される人権擁護機能を明確化したいと考えている。さらにそれらの機能の相互の関連性を探り、ソーシャルワークにおける人権を擁護する実践モデルを提示できることを目的とするものである。人権擁護機能とその実践モデル化は専門性の向上や人権に関する啓発的意義を持つと考えられるのである。

3. 研究の方法

ソーシャルワークにおいて権利擁護がどう扱われてきたのかということと、精神保健福祉領域における精神障害者の人権にかかわる課題整理を行い、その上で現場のソーシャルワーカーを対象とした調査を実施した。第一次調査は探索的な意味合いを含めた調査であり、精神科病院に10年以上勤務するソーシャルワーカー7名を対象として判構造的なインタビュー調査を実施した（岩崎：2009）。その結果をもとに、二次調査として医療機関、地域の福祉サービス事業所、公的機関などに勤務するソーシャルワーカー（9グループ：51名）に対して、グループインタビューを実施し、実践の中で人権擁護機能がどのように発揮されている機能を明らかにするための調査を行った。さらに、ソーシャルワーカーを対象とした調査結果を踏まえ、障害当事者によるグループインタビュー（3グループ：17名）によって更なる分析を加え、最終的に、ソーシャルワーク実践としての人権を擁護する機能を再整理し、機能が発揮されるための実践モデルを提示した。

グループインタビュー法の利点は、参加した専門職や障害当事者がそこで新たな気づきを得、実践や生活にその視点が活かされていく点にある。また、今回の調査では、分析対象となるデータに関して、速記者による逐語録と研究協力者による観察記録及びビデオ映像を合わせて使用し、精度を上げることに勤めた。また、機関種別、規模、フィールド、経験年数など、できるかぎり多くのグループを構成し、その客観性の担保に努めた。

尚、インタビュー協力者に対する倫理的配慮として、事前にインタビューの目的、倫理的配慮について説明し、その内容を明文化した文章を提示した上で記録を残すことを含め了解を得た。インタビュー当日再度、目的

以外の使用、個人が特定されるような使用を行わないことを前提にインタビューへの承諾を確認した。

4. 研究成果

(1) 第一次調査の結果と考察

近年、ソーシャルワーカーが人権を擁護する機能は、単なる弁護、代弁ではなく、エンパワメントを核としその人の生活を底支える概念として幅広く受け止められる傾向にある。権利擁護機能については、先行研究を踏まえ、インタビュー調査を分析した結果として、以下の機能を抽出した。人権への気づきの表象でもある発見機能、守秘義務やアカウントビリティにも関連する情報提供機能、クライアントを主体とした個別支援を促進する調整機能、人権擁護に直結する代弁・代行機能、スーパービジョンやコンサルテーションを含む啓発・教育機能、病院の変革や新たな機能の拡充を視野に入れたネットワーク機能である。

しかし、一方で、第一次調査で確認された機能は、機関内アドボケイト（internal advocate）としての機能がほとんどであり、調査対象である医療機関のソーシャルワーカーは、あくまでも組織の一員であり、変革していく機能の発揮が困難であることも示唆された。また、機関内アドボケイトとして機能するソーシャルワーカーは常に自らの専門性と被雇用者という二重のロイヤリティの葛藤に苛まれているという指摘も古くて新しい課題である。調査結果から、ソーシャルワーカーは内外の窓口的な機能を果たしており、6つの機能を駆使しながら機関内アドボケイトとして機能していることが明らかとなった。

(2) 第二次調査と検証のための調査結果

第二次調査としては、先行研究と第一次調査の結果導き出された6つの機能を仮説として設定し、グループインタビュー法を用いて調査を実施した。調査対象者は医療機関、地域の福祉サービス事業所、公的機関などに勤務するソーシャルワーカー、9グループ、51名を対象として実施した。その結果に関して複合分析を実施した結果、ソーシャル・アクション機能を含む7つの機能を確認した。

まず、発見機能は人権を擁護する実践課題へと結びつく入り口の機能として位置づけられる。情報提供機能は、個別の価値に寄り添いながら、そのニーズに応じて情報を提供する機能であり、アクセス権の保障、情報の取り扱い等に関する倫理を含むものでもある。代弁・代行機能は、クライアントの主張を支援する機能であり、調整機能は、機関内外の人的・物的資源を活用し、クライアントのニーズに添う状況を創り出す機能だと位

置づけられる。これら二つの機能は、古くから人権擁護機能として採り上げられている機能でもある。教育・啓発機能は、ソーシャルワーカー、クライアント、家族、機関内の専門職種、地域の関係機関や市民、ボランティアなど、多様な対象に対して障害の理解、人権への配慮を求める機能であり、ネットワーク機能はソーシャルワーカーが所属する機関内外を繋ぎ、コーディネートしていく機能である。さらに、二次調査では、調査対象に地域のソーシャルワーカーを含んだことから6つの機能にソーシャル・アクション機能を加えることとなった。ソーシャル・アクションは現行の「法制度の変革」を求めていくことも重要な機能である。「果たす役割・めざすところ」は、だれもが街でともに安心して暮らせることであり、ノーマライゼーションからソーシャル・インクルージョンをめざす視点である。以上が抽出された7つの人権擁護機能である。

その機能を検証するために、障害当事者3グループ、17名の協力を得て、グループインタビューを実施し、その結果7つの機能に関して追認することができた。

(3) ソーシャルワーカーが人権擁護機能を発揮するための機能

ソーシャルワークにおける人権を擁護する実践は基本的にクライアントとの相互作用プロセスであり、動的な過程である。7つの機能がどう関連しあって、人権を擁護するソーシャルワーク実践を形作っているのかということを詳述してみる。

援助関係はソーシャルワークを実践する前提ではなく、実践のプロセスにおいて構築されるものであり、共有される経験であるといわれている。人権を擁護する実践の中核には自己決定支援があるが、そこにもいくつかのプロセスがある。ニーズを引き出し、意識化を促すこと、選択肢の中から何らかの決定を行い、それを表明し、実行することの支援までを指す。そこには一貫してクライアントの「参加」があり、情報の提供がなされ、共有された中で決定や主張することを側面的に支援するのである。インタビューの中で様々な工夫が語られていたが、障害のある人たちの意思決定はスムーズにいかない場合も多い。身を置いている環境によっては、ニーズそのものが明らかでない状況も想定される。まず、無意識の中から「こうしたい」「こうありたい」というニーズを意識に上らせるはたらきかけが必要なのである。物言わぬ当事者からニーズを引き出し、その実現が「自分だけではできない」という認識に立ったところで、支援へのニーズが正当化される。ソーシャルワーカーの意思決定支援にもプロセスがあり、多様な人権擁護機能が発揮さ

れているのである。

機能を発揮する前提として共通していたのは、専門職としての視点や姿勢、ソーシャルワーカーの立ち位置に関する発言であった。日常業務の中で、前述したようなソーシャルワーカーとしての視点や、姿勢、立ち位置を意識させられるような場面に遭遇したときに、人権に関する「発見」が内発的動機となつて、他のさまざまな機能を活用しながら、実践が展開されていると考えられる。また、「発見」は権利への「気づき」であると同時に、環境や当事者ニーズに関するアセスメント機能でもあることが確認された。ソーシャルワーカー自身もまた、人的環境であるがゆえにアセスメントの対象であり、精神科医療という特殊な環境下での実践では、「人権に敏感な職種」でありながらも、同時に「権利を侵害する可能性」が語られ、内省する傾向が見られた。また、情報提供においては、社会と被害者の情報のギャップを埋める役割をもち、具体的な技法としては、ものごとをわかりやすく伝えること、決定のための選択肢を具体的な形で提示すること、当事者自身が意思決定し、決定を実行に移したり、意思決定を人に伝えるための技術を伝えていくことが重要である。インタビューの結果からも個別性への配慮、情報の整理、正確な情報提供、わかりやすい情報の伝達と共有、資源活用への支援、アクセス権、選択権の保障などが挙がっていた。そして、それらの機能はニーズを引き出し、顕在化させるとともに、意思決定へと連続していくと考えられる。また、情報に関する守秘や管理、説明責任など、職業的な倫理に関しては意識化がなされており、そうした専門性への信頼は、人権を擁護するソーシャルワーカーという役割の根幹を支えるものだとも言える。

ニーズが顕在化した段階では、意思を表明し、ニーズを実現するプロセスに移行していく。そこで、活用されるのが、代弁・代行機能、調整機能といった機能である。反面、ソーシャルワーカーへの依存やソーシャルワーカーによる意思の代理決定が行われる可能性が高いことも指摘されている。そこには、ソーシャルワーカーとクライアントとのパワーの格差がある。代弁・代行機能に関しては、その主張を支援することが中心的な機能であるが、そのプロセスにおいて、技法、関与の程度、タイミングに留意し、意思を引き出し、クライアント自身が主張できるよう支援することが望まれる。調整機能に関しては、表明されたニーズをどう具体化していくかという部分で、機関内外の資源をマネジメントする場合に発揮されることが多い。その機能は資源のリンケージなどにも活用されるが、その出発点は個別ニーズである。クライアントのニーズを核に、サービス提供機関と

クライアントの間に立って、そのニーズ充足に向けた調整を行う機能と位置づけた。

教育・啓発機能はそうした個別ニーズによって発揮される側面と組織や地域などへの実践から間接的に個別のニーズにも反映される効果をもつ。実体として、人権に関する意識をもったソーシャルワーカーによって、クライアント・家族への個別あるいは集団、ソーシャルワーカーが所属する機関内の職員、地域の関係機関や市民などへの教育・啓発が行われている。人権を擁護するという視点を分かち合うことにより、より広い対象に対する教育や啓発として展開しているのである。ミクロな領域とマクロな領域を繋ぐ機能であり、セルフ・アドボカシーにつながるものが期待される。

ネットワーキング機能は、生活上の権利の実現を支援する働きをする。特に、精神障害者の人権という意味で注目されるのは、長期入院者の退院促進支援事業に次いで実施されている地域移行特別対策支援事業であり、サポート・ネットワークの強化が望まれているのである。ソーシャル・アクションももともと援助技術の一つとして数えられているが、人権を擁護する実践に密接に結びついている。ソーシャル・アクションは、サービスの拡大に向けた行動を促していく機能であるが、参加の促進、権利擁護システムの構築、ひいてはソーシャル・インクルージョンを志向する機能でもある。

(4) 結論 - ソーシャルワーカーが人権擁護機能を発揮するプロセスのモデル化

前述したように、ソーシャルワークにおける人権を擁護する機能として7つの機能を抽出した。それらの機能が個人、集団、組織、地域、社会など、それぞれの対象領域で活用されることによって、視点が共有され、循環していくプロセスを、本研究では「ソーシャルワーカーが人権擁護機能を発揮するプロセスのモデル化」として位置づけた。個別ニーズから、ソーシャル・インクルージョンを志向するに至るまで、幅広い内容と、展開過程を持っている。そして、相互に影響を与えあい、実践に反映されることによって効果を発揮する。つまり、人権を擁護するソーシャルワーカー機能は、ニーズを中心として展開されるソーシャルワークのプロセスの中に位置づけることができる。

1960年代後半から1970年代には、個人の変容をめざすクリニカルなケースワークと社会改良をめざしソーシャル・アクションに身を投じるソーシャルワークの対立が顕在化し、その後、ソーシャルワークにおけるアドボカシー機能はミクロ領域とマクロ領域を結ぶインターフェイスであると論じられた。まさに、人権を擁護する機能は、幅広い

対象の環境をアセスメントし、情報提供を行いながらニーズを引き出す。その入り口として「アセスメント」重視され、情報提供機能とともにニーズを醸成し、顕在化するプロセスにもかかわる。立ち現れたニーズの実現に向け、主として個人や集団を対象とする機能として調整機能、代弁・代行機能が活用され、地域や社会を対象とする機能としてネットワークワーキング機能、ソーシャル・アクション機能が活用される。そして、双方の機能を繋いでいく機能として教育・啓発機能が位置づけられるのである。リーガルモデルや医学モデルの既存の枠組みによって語られる場合に、精神障害者の人権にかかわる問題が歪められる場合がある。人権と社会正義を念頭に置き、幅広い対象に対して機能していくためにも、あらゆる機会に実践を通して「教育・啓発」を行うことがソーシャルワークにおける人権擁護機能を活かすことに結びつくのである。

また、そこで強調されるのは、クライアントの生活上の権利を支援するという目的と、そのプロセスへのクライアント自身の参加である。それは同時に、ネガティブな状況を前向きに受け止め、乗り越えていこうとするソーシャルワーカー自身がエンパワーされる実践への志向であり、セルフ・アドボカシーに寄与する実践でもある。

(5) 今後の課題

本研究は、グループインタビュー法を活用したことにより、参加した専門職や障害当事者がそこで新たな気づきを得るといった経験を共有できた。しかし、その妥当性に対する検証については課題が残される。本研究の調査対象者が精神保健福祉領域で実践を展開しているソーシャルワーカーと精神障害をもつ当事者である点で、他領域のソーシャルワーカーとの比較検討は行っていない。今回の調査結果がソーシャルワーカーの人権擁護機能として、どこまで般化できるのかは今後の研究の中で明らかにしていく課題だといえる。

また、本論文ではソーシャルワーカーが取り扱っている「人権」の範囲に限定した研究内容となっているが、本来、「人権」にかかわる領域は幅広く、多様である。今後は、他領域における人権に関する研究などを視野に入れながら、研究を継続していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

人権を擁護するソーシャルワーカーの機

能と役割に関する研究 精神保健福祉領域における実践過程を通して、岩崎香、大正大学大学院研究論集 34 号、268-279 (2010)、査読有

精神科病院におけるソーシャルワーカーの権利擁護機能 病院機能評価を通しての考察、岩崎香、鴨台社会福祉学論集第 18 号、93 - 102 (2009)、査読有

人権を擁護するソーシャルワーカーの機能に関する研究 ソーシャルワーカーと当事者へのインタビュー調査を通して - 岩崎香、響きあう街で通巻 87 号 9 - 16 (2009)、査読無

人権を擁護するということ、岩崎香、東京 PSW 研究第 16 号・第 17 号合併号、3-10 (2008)、査読無

精神科医療におけるソーシャルワーカーの権利擁護と倫理、岩崎香、ソーシャルワーク研究 33(1)、22 - 28 (2007)、査読無

〔学会発表〕(計 2 件)

人権を擁護するソーシャルワーカーの機能と役割に関する研究 - 精神保健福祉領域における実践過程を通して -、岩崎香、日本社会福祉学会第 58 回秋期大会 (2008 年 10 月 10 日、東京)

PSW の新たな役割と課題 - 成年後見人としての実践を通して -、岩崎香、第 15 回日本精神障害者リハビリテーション学会 (2007 年 11 月 21 日、名古屋)

〔図書〕(計 2 件)

『グループインタビュー法 論文作成編 - 科学的根拠に基づく質的研究法の展開』 Part2 グループインタビュー法活用パターン別事例 Chapter4 目的別グループインタビュー法活用の実際「理論構築型グループインタビュー法のポイント」、安梅勅江編：岩崎香 (14 人中 4 番目) 医歯薬出版株式会社、47-55 (2010)

『第 4 版 これからの精神保健福祉 精神保健福祉士ガイドブック』第 4 章第 1 項 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業と PSW 日本精神保健福祉協会編：荒田寛、柏木昭、岩崎香 (26 人中 3 番目) ヘルス出版、182-188 (2009)

6. 研究組織

(1) 研究代表者 岩崎 香 (KAORI IWASAKI) 早稲田大学・人間科学学術院・准教授 研究者番号：20365563